

北本市立保育所における
医療的ケア児の支援に関するガイドライン

北本市

はじめに

～ 医療的ケア児受入れに関する基本的な考え方 ～

近年、医療技術の進歩に伴い、医療機関での長期入院後も引き続き医療機器等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要な児童が増えています。それに伴い、医療的ケア児及びその家族が個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けることができるようにすることが社会的な課題となっています。

こうした中、平成28年6月に児童福祉法が改正され、地方公共団体は医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を推進するよう努めるものとされました。

また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、保育所等は在園する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

医療的ケア児の集団保育に当たっては、医療福祉をはじめとした関係機関との連携が不可欠であり、実際の対応は、地域における医療的ケア児の保育ニーズや保育施設の状況等を十分に把握した上で、個々の医療的ケア児の状況に応じて、安全性を確保しながら医療的ケアと保育が提供できるよう検討する必要があります。

保育所等は生活を基盤としたこどもとの関わりの場であり、保育を通じて、こども一人ひとりの心身に健やかな成長と発達を保障することが求められています。

医療的ケア児においても、他のこどもと同様に、健やかな成長と発達のために一人ひとりの発達や発育の状況に応じた保育を提供することが重要であり、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、まわりのこどもとの関わりや一日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしい環境を整えることが求められます。

このようなことから、本市における医療的ケア児の保育所の利用に向けて、ガイドラインを策定し、基本的な事項、関係機関の連携、入園までの流れや手続等をまとめました。ガイドラインの活用により、保護者、保育所、医療機関及び関係機関が共通の認識を持ち、医療的ケア児の保育所の利用を円滑に進め、全てのこどもが健やかに成長し、発達することができる保育の提供につながってまいります。

令和8年9月 北本市長 三 宮 幸 雄

目 次

第1	基本的事項	1
1	ガイドラインの目的	
2	医療的ケアの内容	
3	対象となる医療的ケア児	
4	受入施設	
5	受入体制	
6	医療的ケアを実施する職員等	
第2	医療的ケア実施関係者の役割	3
1	保育所	
(1)	所長	
(2)	保育士	
(3)	看護師	
(4)	保護者	
2	関係医療機関	
(1)	主治医	
(2)	嘱託医	
(3)	協力医療機関	
第3	安全管理等	5
1	緊急時の対応	
2	災害時の対応	
3	リスクマネジメント	
4	感染症の対応	
5	他の児童及び保護者への説明	
第4	入所までの手続	7
1	手続の流れ	
2	事前相談・利用相談	
3	医療的ケア児保育利用申請	
4	体験保育	
5	協議・検討	
6	検討結果の通知	
7	入所までの準備	

第5 入所後の手続 | 1

- 1 医療的ケアが始まるまでの流れ
- 2 年度の途中における医療的ケアの内容変更
- 3 次年度の医療的ケア児保育の継続申請
- 4 医療的ケア児保育の利用の取りやめ
- 5 休園の取扱い

第6 その他 | 3

- 1 医療的ケアを行うに当たっての留意点
- 2 保育所外の活動における医療的ケアの実施
- 3 様式等

第Ⅰ 基本的事項

Ⅰ ガイドラインの目的

このガイドラインは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）を北本市公立保育所（以下「保育所」という。）で受け入れ、集団保育を実施するに当たり必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児保育が円滑に行われることを目的とする。

Ⅱ 医療的ケアの内容

保育所において実施する医療的ケアは、次のいずれにも該当するもののうち、保育所の人員配置や施設設備の状況を踏まえて安全に提供することが可能であると判断されたものとする。

- (1) 医療的ケア児の日常生活に必要な生活援助となる医療行為であって、保護者が日常的に家庭内で実施しているものであること。
- (2) 治療を目的とするもの、体調不良時のみのケア及び季節に限定する医療行為でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する医療的ケアであること。

ア 経鼻、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（持続注入を除く。）

イ 口腔、鼻腔、気管カニューレ又は経鼻エアウェイからの喀痰吸引、口腔内持続吸引及び気管カニューレ周辺の管理

ウ ネブライザーによる吸入

エ 導尿

オ 酸素療法

Ⅲ 対象となる医療的ケア児

次のいずれにも該当する医療的ケア児とする。

- (1) 1歳以上であること。（入所する日が属する年度の4月1日現在）
- (2) 保護者の就労等の理由により保育の必要性があること。
- (3) 市内に住所を有していること。
- (4) 症状や健康状態が安定していること。
- (5) 主治医の指示のもと医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われ、症状の悪化が予見されないこと。
- (6) 主治医が保育所における集団保育が可能であると判断していること。
- (7) 医療的ケア児の病状や医療的ケアに関する情報が、保護者と保育所の間で十分共有でき、必要に応じて同行受診や面談等で、主治医と連携を図ることができること。
- (8) 北本市医療的ケア児保育事業実施要綱（令和8年告示第177号）に定める北本市医療的ケア児保育検討委員会において集団保育、医療的ケアの実施等が可能であると認められること。

Ⅳ 受入施設

北本市立東保育所 北本市本宿7丁目80番地1

5 受入体制

(1) 入所時期

4月1日

(2) 定員

若干名（保育所において医療的ケアが安全かつ適切に実施できる範囲の人数）

(3) 利用日

月曜日から金曜日まで（保育所の休園日を除く。）

(4) 利用時間

8時30分から16時30分の範囲において、保護者が保育を必要とする時間

(5) 備考

ア 物品の受け渡しやその確認は、利用時間内に実施するものとする。

イ 保育所が行事等で必要とした場合は、上記日時以外に保育を行うことがある。

6 医療的ケアを実施する職員等

医療的ケアについては、集団保育における安全確保の観点から、病後児保育や保育所児童の健康管理を行う職員とは別に配置された看護師資格を有する職員（以下「看護師」という。）が実施するものとし、医療行為に該当しない範囲の補助や健康観察等については、保育士が他の職員と協力しながら行うものとする。

なお、看護師を配置することができない場合は、原則として、医療的ケア児の保育は実施しないが、保護者が当該医療的ケアを実施することができる場合（※）については、保育を実施することとし、当該保護者が医療的ケアを実施するものとする。

※ 定時の導尿や注入の場合については保護者が適宜来所し、吸引や酸素療法の場合については保護者が保育所内に待機することで、適切に医療的ケアを実施することができる場合をいう。

第2 医療的ケア実施関係者の役割

1 保育所

(1) 所長

- ア 医療的ケア児の保育に係る総括管理者として、保護者、主治医、嘱託医及び保育課との連絡窓口となるとともに、医療的ケア児の保育や安全な医療的ケアを実施するための体制整備、職員育成等を行う。
- イ 保育所内における研修等を実施し、医療的ケア児についての理解や状態の共有を図るとともに、医療的ケア児の体調変化や緊急時に迅速に対応できるよう訓練を実施する。
- ウ 医療的ケア児の保育に係るヒヤリハット事例の蓄積や分析を行うとともに、共有化を図り、保育所内における事故防止に努める。

(2) 保育士

- ア 看護師及び保護者と連携し、医療的ケア児の健康状態を把握した上で保育を行い、保育所での生活状況を保護者に報告する。
- イ 医療的ケア児の体調に異変が生じたときに速やかに看護師及び所長に報告する。
- ウ 医療行為に該当しない範囲の補助や健康観察等について、看護師の業務を補助する。

(3) 看護師

- ア 保護者及び保育士と連携し、医療的ケア児の健康状態を把握するとともに、医療的ケアの実施状況等について、保護者に報告する。
- イ 主治医の指示書に基づき医療的ケア児ごとの「医療的ケア実施マニュアル」、「緊急時対応マニュアル」、「医療的ケア実施カード」等を作成する。
- ウ 主治医、嘱託医、保育士及び保護者と連携して医療的ケアを実施するとともに、必要に応じて保護者の同意のもと主治医に助言を求める。
- エ 医療的ケアの実施に当たり、必要に応じて主治医の指導を受けながら気管カニューレの再挿入等に係る実技研修を行う。
- オ 病後児保育や保育所児童の健康管理を行う看護師は、必要に応じて医療的ケアを実施する看護師と連携し、医療的ケアの実施等について支援を行う。

(4) 保護者

- ア 保育所において医療的ケアが適切に実施されるよう保育所と連携する。
- イ 医療機関等に支払う診療報酬、文書料等及び医療的ケアの実施に要する物品、器具、消耗品等の費用の全てを負担する。

2 関係医療機関

(1) 主治医

- ア 医療的ケア児の保育に関して必要となる書類の作成に協力するとともに、必要に応じて、医療的ケア児の保育に関する指導及び助言を行う。
- イ 医療的ケア児の体調の急変や緊急時に備えて、指導及び助言を行うとともに、主治医及び主治医が指定する他の医療機関と速やかに連絡をとることができる協力体制を構築する。

(2) 嘱託医

必要に応じて、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの内容その他の医療情報を共有し、保育所における医療的ケアや感染症対策に関する指導及び助言を行うとともに、北本市医療的ケア児保育検討委員会に対して意見を述べる。

(3) 協力医療機関（北里大学メディカルセンター）

医療的ケア児の体調の急変その他の緊急時に主治医及び主治医が指定する他の医療機関による受入れが困難な場合等に医療的ケア児の受入れを要請する協力医療機関として、医療的ケア児の保育に関し、北本市と連携する。

第3 安全管理等

1 緊急時の対応

- (1) 緊急時に適切な対応を行うため、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や「医療的ケア指示書（様式7）」に基づく対応や緊急時の対応方法などをまとめた「緊急時対応マニュアル（様式11）」を作成するとともに、その内容を保育所の全職員に共有し、定期的に訓練を実施することにより、各職員が緊急時にとる行動や役割を明確にするものとする。
- (2) 看護師及び保育士は、医療的ケアの実施中に当該児童の健康状態に異常が認められたときは、直ちに医療的ケアを中止し、保護者及び主治医に連絡するとともに、必要な応急処置をとるものとする。
- (3) 気管カニューレ及び経鼻エアウェイの再挿入は、原則として、実施しない。ただし、緊急を要する場合については、医師の指示並びに保護者の申請及び同意（様式7・様式12）がある場合に限り、主治医による実技指導を受け、実施者として承認を受けた看護師（様式13）が再挿入を実施するものとする。なお、当該実技研修については、毎年度受講することが望ましい。
- (4) 経鼻胃管及び腸ろうへの再挿入は、実施しない。経鼻胃管の挿入や交換については、保護者の責任において、自宅や医療機関を受診した際に実施することとする。
- (5) 保護者は、緊急時や児童の体調が悪化した場合等において、保育所での保育の継続が困難であると保育所から連絡があったときは、保育の利用時間にかかわらず、医療的ケア児を迎えに来なければならない。この場合において、当該医療的ケア児が病院に搬送されているときには、直接、病院に医療的ケア児を迎えに行くものとする。
- (6) 医療的ケア児の状態の急変その他の緊急性があると保育所が判断する事態の発生に備え、あらかじめ保護者から次のことについて、同意を得るものとする。（様式4）
 - ア 救急搬送を要請した場合において、主治医が指定する医療機関での受入れが困難であるときは、市が指定した協力医療機関への搬送を依頼すること。
 - イ 救急搬送を要請する際には同時に保護者に連絡をすることを原則とするが、当該連絡の前に救急搬送、治療等が実施される場合があること。
 - ウ 救急搬送、受診等に伴い生じた費用等は、全て保護者の負担となること。
 - エ 複数の連絡先を用意し、保育所からの緊急連絡を受けられることができる体制を整えること。

2 災害時の対応

- (1) 災害時の対応については、北本市地域防災計画、北本市立保育所危機対応要領等に基づいて適正に実施するものとする。
- (2) 保護者は、災害発生時は、速やかに医療的ケア児を迎えに来なければならない。
- (3) 保護者は、災害発生時において速やかに医療的ケア児を迎えに来ることができないことを想定し、通常使用しているものと同じ1日分の物品（薬、栄養剤、充電器、充電機、消耗品等）一式を保育所に預けるとともに、忘れ物や破損等が生じた際にも使用することができるよう、適切に使用期限等を把握するとともに、補充しなければならない。
- (4) 保育所は、災害発生時に停電が発生した場合に使用することができる医療機器用発電機を備えるものとする。

3 リスクマネジメント

- (1) 保育所は、医療的ケアの実施に当たっては、「医療的ケア実施マニュアル」、「緊急時対応マニュアル」その他のマニュアルを作成するものとする。
- (2) 保育所は、医療的ケアの実施に関し、「ヒヤリハット・事故報告書（参考様式）」を作成し、活用するものとする。
- (3) 保育所は、医療的ケアに関するヒヤリハットや事故の事例について全職員に情報を共有し、改善策や予防策を検討して、再発防止に努めるものとする。
- (4) 「ヒヤリハット・事故報告書（参考様式）」は、保育課に共有するとともに、必要に応じて主治医及び嘱託医に報告し、助言を仰ぐとともに情報共有を図り、連携協力を図るものとする。

4 感染症の対応

- (1) 保育所で実施する感染症対策については、他の児童と同様とし、医療的ケア児のみを対象とした隔離等は実施しないものとする。
- (2) 保育所で感染症が流行している場合は、速やかに保護者に情報を共有するものとする。

5 他の児童及び保護者への説明

保育所は、医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、必要に応じて、医療的ケア児が在籍することについて他の児童及び保護者に説明し、集団保育を行うことに理解を得るように努めるものとする。また、実施する医療的ケアの内容や、医療的ケア児が使用する医療機器等の重要性や取扱いについて説明し、事故のリスクの軽減に努めるものとする。

第4 入所までの手続

I 手続の流れ



2 事前相談・利用相談

保護者からの相談を受ける場合においては、その内容が具体的な医療的ケアの内容に及ぶことが想定されるため、日時を予約の上、看護師が同席した上で相談を受けることが望ましい。この場合における要点は、次のとおりとする。

- (1) 保護者用の「医療的ケア児保育利用案内」を用いて内容を説明する。
- (2) 申請の意思がある者には、次の書類を渡し、提出期限を伝える。
 - ・医療的ケア児保育利用申請書（様式1）
 - ・児童の状況票（様式2）
 - ・申込み児童に関する主治医意見書（様式3）
 - ・保育所における医療的ケア実施に関する同意書（様式4）
- (3) 主治医が作成する書類に関する診療報酬、文書料等は保護者負担であること確認する。
- (4) 体験保育の希望日を確認する。
- (5) 事前相談の内容を記録に残し、保育課及び保育所で共有する。

3 医療的ケア児保育利用申請

申請書の提出に際しては、具体的な医療的ケアの内容等の確認が必要となることから、日時を予約の上、看護師が同席した上で申請を受け付けることが望ましい。この場合における要点は、次のとおりとする。

- (1) 保護者は、保育所の利用申請に合わせて医療的ケア児保育利用申請書その他の必要書類を保育課に提出する。なお、提出期限に間に合わない必要書類がある場合は、その旨を保育課に伝え、体験保育までに提出する。
- (2) 保護者より提出された書類を参考に児童の疾病等の状況、家庭での様子、医療的ケアの内容、集団保育における配慮事項等について聞き取りを行う。

4 体験保育

(1) 体験保育の日程調整

ア 保育課は、保護者、保育所その他の関係者と調整し、半日程度の体験保育の日程を調整する。（状況に応じて複数回実施）

イ 体験保育の参加者は、医療的ケア児及び保護者並びに保育所長、児童発達支援センター所長、保育士、看護師、保育課保育担当GL及びその他必要な職員とする。

(2) 体験保育の内容

ア 施設の見学のほか、水分補給、トイレ、昼食その他の生活全般に係る情報、医療的ケアの内容及び手技や配慮事項等について確認する。

イ 医療的ケア児の健康状態及び発達の状況を観察し、保育・医療の観点から、保育所における集団生活において安全に過ごすことができるか、他の児童との関わりで危険が生ずるおそれがないか、他の児童の活動を制限することや通常の保育内容に過度な配慮を必要としないか等を確認する。

ウ 保育所は、体験保育の内容について「体験保育記録表（様式5）」を作成する。

5 協議・検討

(1) 北本市医療的ケア児保育検討委員会

保育課は、北本市医療的ケア児保育事業実施要綱に定める北本市医療的ケア児保育検討委員会を開催する。

(2) 協議・検討の内容

北本市医療的ケア児保育検討委員会は、医療的ケア児に係る資料、面接の内容、体験保育の記録、保育所の体制等を総合的に勘案し、保育所における集団保育及び医療的ケアの実施の可否を決定するとともに、当該医療的ケアの内容及び実施における配慮事項等を確認する。

(3) 意見聴取等

北本市医療的ケア児保育検討委員会は、必要があると認めるときは、主治医、嘱託医その他の関係者に会議への出席又は資料の提出を求め、意見を聴取する。

6 検討結果の通知

(1) 北本市医療的ケア児保育検討委員会における検討結果については、「医療的ケア実施検討結果通知書（様式6）」にて速やかに保護者に通知するものとする。

(2) 検討結果において医療的ケアの実施が不可とされた医療的ケア児については、障がい福祉課その他の関係部署と連携し、他の支援につなげていくものとする。

7 入所までの準備

(1) 利用調整の結果、保育所に入所が決定した医療的ケア児に対しては、利用承諾通知書と併せて「医療的ケア指示書（様式7）」を配付し、作成を依頼するとともに、医療的ケア児保育利用申請において提出された「主治医意見書（様式3）」を返却し、修正の有無を確認する。

(2) 保護者は、別に定める提出期限までに主治医が作成した「医療的ケア指示書」及び「主治医意見書」を保育所に提出する。

(3) 保育所は、保護者及び児童と面談し、「医療的ケアを安全に実施するに当たって」（ガイドラインⅥ その他別紙）を用いて保育所における安全な実施について確認する。この場合において、意見書の内容や児童の状況に変化があった場合は、北本市医療的ケア児保育検討委員会で再度の検討を要するものとし、その変化の内容により保育所での医療的ケアの実施が困難と判断された場合にあっては、保育所の入所を取り消すものとする。

(4) 「医療的ケア指示書」及び「主治医意見書」は、その写しを保育課に共有するものとする。

(5) 保育所は、入所の決定から慣らし保育が終了するまでの間に次の書類を作成するものとする。

ア 「医療的ケア実施マニュアル（様式8）」

- ・指示書及び保護者が医療的ケアを実施する様子に基づき看護師が作成する。
- ・主治医又は嘱託医から承認を受けるものとする。（様式9）。
- ・実施方法、必要物品等は家庭と同一とならない場合があることを確認する。

イ 「医療的ケア実施承諾書（様式10）」

- ・保護者と面談を行い、内容について保護者に説明し、その承諾を得る。

ウ 必要に応じて「緊急時対応マニュアル（様式１１）」を作成する。

- ・主治医に確認を求め、指導助言を受ける。
- ・気管カニューレ及び経鼻エアウェイの再挿入については、医師の指示並びに保護者の申請及び同意（様式７・様式１２）がある場合に限り、主治医による実技指導を受け、実施者として承認を受けた看護師（様式１３）が再挿入を実施するものとする。

エ 医療的ケア実施ファイル

通常の連絡帳とは別に作成し、次の書類をファイルに綴じるものとする。

- ・物品チェック表（参考様式）原本
- ・医療的ケア実施カード（参考様式）原本
- ・医療的ケア実施マニュアル（様式８）写し
- ・医療的ケア実施承諾書（様式１０）写し
- ・緊急時対応マニュアル（様式１１）写し

第5 入所後の手続

1 医療的ケアが始まるまでの流れ

(1) 書類の作成

保育所は、第4の6(5)に掲げる書類（入所の決定から慣らし保育が終了するまでの間に作成する書類）を完成させる。

(2) 慣らし保育

ア 医療的ケア児が新しい環境に慣れるため及び医療的ケアを安全に実施するための慣らし保育を実施する。

イ 慣らし保育の期間は保育所が決定するものとし、慣らし保育における保育時間は保育所と保護者が協議の上決定するものとする。なお、保育所は、必要があると認めるときは、慣らし保育の期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

ウ 保護者は、慣らし保育を実施している間、医療的ケア児と同室又は保育所の敷地内に待機していなければならない。

エ 保護者は、慣らし保育の期間中に看護師及び保育士に生活上の配慮事項を伝えとともに、看護師に医療的ケアの手技を伝達しなければならない。

オ 保育所は、慣らし保育の期間中に保護者同席の下で緊急時対応訓練を実施する。

カ 慣らし保育は、看護師が気管カニューレ及び経鼻エアウェイの再挿入について主治医の承認が得られるまでは、終了することができない。

2 年度の途中における医療的ケアの内容変更

(1) 医療的ケアの項目の追加や変更がない場合（同項目内の内容変更の場合）

ア 保護者は、「医療的ケア指示書（様式7）」を保育所に提出する。

イ 看護師は、「医療的ケア実施マニュアル（様式8）」を変更し、主治医又は嘱託医からの承認（様式9）を受け、変更後の医療的ケアを実施するものとする。

(2) 医療的ケアの項目の追加や変更がある場合

ア 保護者は、「医療的ケア児保育（継続・変更・取消）申請書（様式14）」及び「医療的ケア指示書（様式7）」を保育所に提出する。

イ 保育課は、北本市医療的ケア児保育検討委員会を開催し、医療的ケア児保育の継続について協議するものとし、北本市医療的ケア児保育検討委員会は、提出された書類、児童の健康状態等を総合的に勘案し、医療的ケア児保育の継続の適否について決定する。

ウ 医療的ケア児保育の継続が不可であると判断された場合については、退所となる。

エ 医療的ケア児保育の継続が可能であると判断された場合、看護師は「医療的ケア実施マニュアル（様式8）」を変更し、主治医又は嘱託医からの承認（様式9）を受ける。

オ 保育課は、保育所において医療的ケア児保育の継続の準備が整ったことを確認したときは、「医療的ケア実施検討結果通知書（様式6）」により保護者に医療的ケアの実施について通知するものとする。

カ 保育所は、保護者から「医療的ケア実施承諾書（様式10）」の提出を受けた後、医療的ケアを開始するものとする。

3 次年度の医療的ケア児保育の継続申請

(1) 申請

保護者は、保育利用の継続申請に合わせて「医療的ケア児保育（継続・変更・取消）申請書（様式14）」及び「主治医意見書（様式3）」を提出する。

(2) 北本市医療的ケア児保育検討委員会

保育課は、北本市医療的ケア児保育検討委員会を開催し、医療的ケア児保育の継続の適否を協議・検討する。この場合において、看護師及び保育士は、「医療的ケア実施状況報告（様式15）」を作成するものとする。

(3) 結果の通知等

北本市医療的ケア児保育検討委員会における検討の結果は、「医療的ケア実施検討結果通知書（様式6）」により保護者に通知する。この場合において、医療的ケア児保育の継続が可とされた保護者は「医療的ケア実施承諾書（様式10）」を提出し、引き続き医療的ケア児保育の提供を受ける。

また、医療的ケア児保育の継続が不可であると判断された場合については、保育所を退所となることから、障がい福祉課その他の関係部署と連携し、他の支援につなげていくものとする。

4 医療的ケア児保育の利用の取りやめ

保護者は、医療的ケア児の体調や病状の改善により医療的ケアが終了した場合は、「医療的ケア児保育（継続・変更・取消）申請書（様式14）」を保育所長を経由して保育課に提出する。この場合において、保育課は、北本市医療的ケア児保育検討委員会を開催し、医療的ケア児保育の終了について報告するとともに、当該医療的ケア児を通常の保育に移行するものとする。

5 休園の取扱い

休園については、原則として、通常の保育と同様とするが、医療的ケア児は健康状態が不安定になりやすい特性を考慮し、休園期間の延長については、医療的ケア児の状況に応じて柔軟に決定するものとする。この場合において、保育課は、必要に応じて北本市医療的ケア児保育検討委員会を開催し、意見を求めるものとする。

第6 その他

1 医療的ケアを行うに当たっての留意点

医療的ケアを行うに当たっての留意点は、「医療的ケア実施における指針」（別冊）のとおりとする。また、保護者及び保育所の職員は、「医療的ケアを安全に実施するに当たって」（別紙）に記載されている内容を遵守するものとする。

2 保育所外の活動における医療的ケアの実施

保育所近隣の散歩その他の保育所外での活動における医療的ケアの実施については、保育時間内については看護師が、保育時間外については保護者が実施することを原則とする。ただし、看護師が引率することができない場合にあっては、保育時間内であっても保護者が実施するものとする。

また、実施することができる医療的ケアの内容については、医療的ケア指示書による。

3 様式等

医療的ケア児保育の実施に必要な各種様式、指針等は、別に定める。